

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年2月1日開催 主要行等]

1. 令和6年能登半島地震への対応について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになった方に改めて心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。
- 特に、今後住宅ローンなどの返済に関し、被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続着手の申出が増加する見込みであるところ、主たる債権者は、当該ガイドラインの要件に該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならないと規定されており、まずは、登録支援専門家（弁護士等）につないだ上で内容の精査をするという実務になっていることに留意されたい。
- また、今回の災害を踏まえた特例措置として、寄付のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等において、本人確認を簡素化、柔軟化できることとする犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が1月11日に公布・施行された。
- これを踏まえ、金融庁では同日付で要請文を発出したところだが、今般の改正については、犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、災害義援金募集のための口座開設の申出に応じる場合には取引時確認を厳格に行う等、適切な対応に努めていただきたい。
- さらに、被災者のために有益な情報を提供できるよう、金融庁ウェブサイ

トに今般の地震に関する特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関との取引に関する問合せ・相談を受け付けるため、「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

(日本語) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202401/press.html>

(英語) <https://www.fsa.go.jp/en/ordinary/earthquake202401/press.html>

2. 令和6年1月23日からの大雪等に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 次に、令和6年1月23日からの大雪等による災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の大雪等による災害等に対し、岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、1月25日、東海財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を岐阜県内の関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

3. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、2023年秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。2023年12月13日、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、2023年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、確認いただきたい。
- 「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。
 - (1) 資産運用業の改革
 - (2) アセットオーナーシップの改革
 - (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
 - (4) スチュワードシップ活動の実質化
 - (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

※1 「資産運用立国実現プラン」(内閣官房 HP) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashihi_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

※2 資産運用立国に関する金融庁の取組(金融庁 HP)
<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識している。今後、プランに従って各種取組を精力的に進めていくこととしている。
- 各金融機関においても、資産運用立国に関する取組に引き続き協力いただきたい。また、引き続き、様々な意見を伺いたい。

4. 資産運用立国実現プランの施策について

- 新しいNISAについては、1月から、新しいNISAが始まった。新しいNISAは、幅広い層の方々に、個々人のライフプランやライフステージに応じて、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による安定的な資産形成を行っていただくために、柔軟に活用いただける制度。
- NISA口座数は2023年9月末時点で2,000万口座を突破し、さらに増加することが見込まれる。新しく投資を始める方の増加も見込まれ、元々NISA口座を有していた方でも、つみたて投資枠と成長投資枠が併用可能になったこと等を踏まえ、NISAの活用方法を変える方もいると思われる。
- 金融庁としても、NISAの普及・活用促進や金融経済教育の充実等に取り組んでいくが、主要行等においても、顧客本位の業務運営の確保等を通じ、国民の皆様が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整えていただくよう協力をお願いする。
- 金融経済教育については、先般成立した改正法に基づき、金融経済教育推

進機構を 2024 年春に設立し、夏に本格的に稼働させる予定。全国銀行協会とは、春の設立に向け、引き続き緊密に連携したい。

- 新興運用業者については、運用の実績（トラックレコード）がないため、当初の運用資金（シードマネー）を獲得することが難しいという課題が指摘されている。主要行等においては、新興運用業者の積極的な活用とともに、単に業歴の短さだけを理由に新興運用業者を排除しないようお願いする。金融庁においても、金融機関グループ等における取組事例を把握・公表し、更なる取組を後押ししていく。
- 特に大手金融機関グループに対しては、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略の位置づけのほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、運用力やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請しているところ。
- 成長と分配の好循環の実現のためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業が国民から信頼される存在になるとともに、その運用力の向上が不可欠であり、グループ一体となって主体的な取組をお願いしたい。
なお、1月に各社の取組を一覧できるページを金融庁ウェブサイト上で公開した。
- また、経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進していくには、幅広い投資家に魅力的な GX その他のサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していくことが重要である。
- 金融庁は、商品組成を担う国内外の資産運用会社、投資を受ける企業、個人投資家など、幅広い関係者による対話の場である「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を 2023 年 12 月に設置した。
- 本ダイアログは、2024 年 6 月までに計 4 回程度開催し、その後、投資商品の充実に向けた「メッセージ」を取りまとめて発信する。

5. 事業者支援について

- コロナ禍を経て、実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、資金繰り支援に注力した段階から、一歩先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組むという新しい段階へと移行していく必要が

ある。

- こうした認識のもと、経営改善・事業再生支援の本格化を推進するため、金融機関等による一歩先を見据えた早め早めの対応を促すとともに、事業者に対するコンサルティング機能の強化に関する監督上の着眼点等を盛り込んだ監督指針改正案を公表し、1月31日、パブリックコメントの結果等を公表したところ。
- 今後所要の修正を行った上で、4月1日から適用開始する予定だが、主要行等においては、適用開始を待つことなく、その趣旨を十分に理解いただき、営業現場の第一線にまで、それを浸透させるとともに、新しい段階における事業者支援を徹底していただくよう、願います。
- また、能登半島地震で被災された事業者等については、今後、被災状況の全容等が明らかとなってくる中で、復興・再建に向けた具体的な支援ニーズが出てくることになる。地震の影響を受けている事業者等の復興・再建の支援に万全を期するべく、政府としても取り得るあらゆる施策を講じていくので、主要行等においても、そうした事業者等に最大限寄り添った柔軟かつきめ細かな支援の徹底をお願いする。

6. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、2023年12月末に上期の実績を公表したところだが、無保証融資割合については46.7%と2022年度の33.9%を大きく上回る結果となった。通期の実績について引き続きよろしく願いたい。
- また、今回より新たに公表を行った無保証融資割合と、保証有で適切な説明を行った割合の合計値は92.6%（速報値）となった。個別金融機関の実績を見ると、説明する態勢が不十分かと思われる金融機関も存在する。2023年10月に行った経営者保証改革プログラムに関する金融機関アンケート調査の結果についても還元するので、他の金融機関の取組を参考にし、営業店へのさらなる周知・徹底、態勢の整備をお願いしたい。
- なお、上期の個別行の無保証融資割合の実績は、2024年1月末に公表を行った。

(注) これまで、新規融資に占める無保証融資割合等については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)」としても金融庁への報告をお願いしてきたところであるが、各行における KPI の自主的な公表は一定程度の定着が見られるほか、重複的な報告が負担になっているとの声を踏まえ、2023 年度上期分より、KPI としての報告は求めず、「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績として報告を受けた内容を個別行ベースで公表する運用にする。

7. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 2021 年に障害者差別解消法が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施のため、必要かつ合理的な配慮を提供することが義務化された。
- これを踏まえ、2023 年 12 月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日の 2024 年 4 月 1 日に施行されることとなっている。
- 各金融機関においては、これらの改正内容を踏まえて、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便性向上に向けた取組を進めていただきたい。

8. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、1 月 15 日付で金融庁から各金融関連の業界団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところ。

9. 国内 LB0 ファイナンス市場の持続的な発展及び適切なリスク管理態勢整備に向けた取組について

- M&A や事業承継等が増加する中、それを支える LB0 ファイナンスについても、積極的に取り組む金融機関が増えている。金融庁においては、これまで、そうした金融機関を対象に、国内 LB0 ファイナンスに関するリスク管理の高度化に向けた対話を行ってきた。

- また、国内市場の更なる拡大も見込まれることから、より大型の案件が増加してきた場合に備え、市場の高度化や参加者拡大に向けた議論も重要と考えている。
- 例えば、全国銀行協会において、銀行や PE ファンド、機関投資家を中心メンバーとした、国内 LB0 市場の課題に関する勉強会を定期的を開催しており、金融庁もオブザーバーとして参加している。
- 勉強会の中では、国民経済の発展に資するような、健全な LB0 ファイナンス市場を形成していくために、
 - ・ 銀行等の資金提供者におけるリスク管理の高度化
 - ・ 適正かつ健全な取引市場とするための開示・透明性の向上など、様々な論点について活発な議論が行われていると承知している。
- 金融庁としては、こうした動きを引き続き支援していくとともに、広く LB0 ファイナンスに取り組む金融機関との対話を継続し、リスク管理態勢の高度化を促していきたい。

10. フィッシング対策の強化について

- 2023 年初から 11 月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数 5,147 件、被害額約 80 億円となっている。これを踏まえ、2023 年 12 月 25 日に、金融庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

(参考) 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について (注意喚起)」

https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

11. Japan Fintech Week 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- 従来のFIN/SUMと比較して、海外からの参加者が大幅に増加する見込みであり、例えば、コンプライアンス高度化やDXに関するソリューションを提供するフィンテック事業者等の来日が予定されている。また、パネルディスカッションやラウンドテーブルにおいては、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。各金融機関においては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUMアフターパーティーを含めて是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 概要

- ・ 日時：2024年3月4日（月）～8日（金）【コアウィーク】
- ・ 会場：都内各地
- ・ 主催：金融庁
- ・ ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考) FIN/SUM 概要

- ・ 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00
- ・ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・ 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・ チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

12. 令和6年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和6（2024）年度税制改正要望においては、
 - ・ 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現
 - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・ 保険
 - ・ 暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2023年12月14日に公表された与党税制改正大綱においては、
 - ・ NISAの利便性向上等
 - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の3年延長など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- また、「金融所得課税の一体化」については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組を行っていきたい。

13. NISAの周知・広報について

- 1月から、新しいNISAが始まった。現在は制度の移行初期という大変重要な時期であり、金融機関においては、2023年12月も申し上げたとおり、NISAに関する適切な周知や、NISA口座の開設も含めた顧客対応に万全を期していただきたい。特にNISAにおける顧客の金融商品選択に関与するに当たっては、顧客のニーズを適切に把握し、顧客本位の業務運営を徹底していただきたい。
- 金融庁・財務局としては、今後、販売会社の対応も含む、NISA口座開設や運用の状況を注意深くモニタリングしていく予定である。
- 続いて、（NISAに関する適切な周知・広報に向けた）金融庁・財務局の取組について、12月からのアップデートを2点申し上げる。
- まず、12月に案内した著名人を招いたトークイベントについて。12月18

日に第1回を開催した。400名以上（オンラインを含めると3,000名以上）の方に来場いただいたが、「登壇した著名人をきっかけにNISAに関心を持った」という声が聞かれた、（経済系のみならず）芸能系の報道番組に取り上げられたなど、これまでNISAに関心がなかった層へのアプローチとして手応えを感じている。

- イベントの詳細は、金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているので、関心がある顧客、担当者等への紹介等をお願いできれば幸いである。
- 次に、1月頭に金融庁のNISA特設ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、「つみたてワニーサ」X（旧Twitter）アカウントでの情報発信を強化している。新しい特設ウェブサイトでは、特に新しいNISAの活用イメージを充実させているため、NISAの活用方法に悩まれている顧客への説明などで活用いただきたい。また、ワニーサXアカウントのフォロワーは、2023年11月から約18%（約1,700アカウント）増加しており、こういった場面でもNISAの「ファン」を増やしていきたいと思う。新しいNISAの開始に向け、様々なツールを活用し、新しくNISAを始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組みたいと考えている。
- 引き続き、官民一体となって、国民の皆様が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えており、協力いただきたい。

14. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」が、2023年11月下旬、全国銀行協会を始めとする発起人により設立が発起された。

- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等について発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、協力いただけると幸い。

(以 上)